

4.1 象潟地震による景観崩壊 そして開発と保存の相克

長谷川成一（歴史学）・林信太郎（火山地質学）

4.1.1 きさかたや 雨に西施がねぶの花

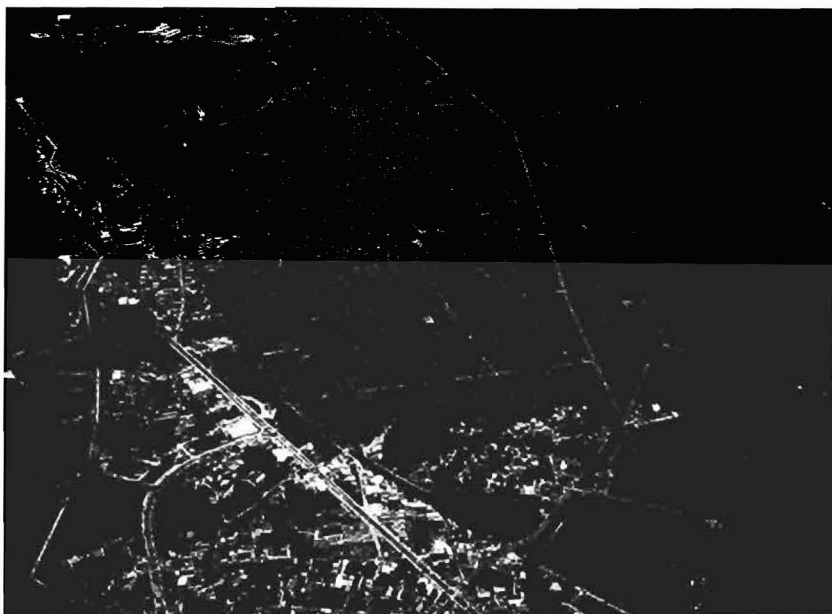
（何という象潟の雨景であろうか。雨に濡れた合歓の花は、憂愁を湛え目蓋を閉じた西施の風情であるよ）

俳聖松尾芭蕉が「奥の細道」で讃えた、出羽国の象潟の風光明媚な景観は、文化元年六月四日（1804年7月10日）夜四ツ時（午後10時半ころ）、象潟一帯を襲った、マグニチュード7.0の直下型地震（象潟地震と略記）によって、一瞬のうちに崩壊した。当時の象潟は、現在の秋田県由利郡象潟町にあって、多数の小島が浮かぶ浅い湖だった。

後述の「象潟図屏風」に描かれた島々と、現在残されている島々の多くは同じ形をしており、ほとんどの島は破壊されずに現在も残っている（ただし、規模の小さな島の中には失われてしまったものもある）。また、湖には細いながらも海とつながっている部分があって、当時の象潟は海水と淡水が混合した、汽水湖だったことが判明している。

図 4.1 現在の象潟の写真

fig. 4.1 Photo of present-day Kisakata



「象潟」の成り立ち

象潟の多島海的な風景は、どのようにして形成されたのだろうか。潟中の島々の原形は、約2,500年前にできて、九十九島と呼ばれる島々（現在では小丘）からは、鳥海山の溶岩が見つかっている。それらは、2,500年前の鳥海山北部の崩壊によって生じた、「岩屑（がんせつ）なだれ」によって運ばれたものである。この時の崩壊によって大量の土砂が、象潟から仁賀保（秋田県仁賀保町）に流れ込み、当時の海岸を埋め立てた。その総量は3km³で、およそ60億t。すなわち10tトラックで6億台に相当する膨大な量であった。当時の象潟では、岩屑なだれが海を埋め立て、流れ山だけが海面から顔をだす多島海的風景が見られただろう。象潟のはじまりである。

その後、象潟は砂嘴（さし）などによって外界から隔離され、狭い通路から海水が入り出す環境になった。汽水湖の中ではマガキ、イボウミニナ、カワアイガイなどの貝類が生息していた。それらの化石はいまでも水田の畔などで見ることができ、潟の内で堆積したのが象潟層と呼ばれる地層である。古象潟湖の湖岸線は、湖岸線の地形などによって復元され、象潟町の中心部、JR象潟駅のすぐ東に広がる南北約2km、東西約1kmの湖だったと推定されている。

4.1.2 象潟地震

文化元年（1804）の象潟地震は、象潟を中心とした南北 60 km の日本海沿岸地域に被害を与えた。地震は夜の 10 時半ころに起こったため、住民は寝込みを襲われた。震源地に近い象潟やその周辺では特に被害が大きく、家屋のほとんどが倒壊して、300 名以上の死者が出た。象潟のある塩越村でも、潰家 389 棟、死者 69 人という壊滅的な被害であった。

象潟地震は、人々の生命や財産を損じたばかりではなく、象潟の景観も消し去ってしまったのである。地震によって、南北 25km にわたる地域が隆起したが、象潟では特にそれが著しく、隆起量は約 180cm と推定されている。このため象潟湖の水は外洋に流れ出してしまい、泥沼だけがあとに残された。現在では島々の周辺は水田や住宅地になり、5 月の田植えの時期、水田に水がはられた時には、水面に映る鳥海山とともに往時を偲ぶことができる（図 4.1）。

図 4.2 「象潟図屏風」(別名 金屏風)

出羽国象潟を描いた六曲一双の屏風。本荘藩の絵師牧野永昌により、18 世紀末に制作されたと考えられる。左隻は蛸満寺を中心において春・夏の景観を、右隻は雪を戴く鳥海山を中心に秋・冬の姿を描く。貼札によって島々の地名を表記。秋田県指定重要文化財。

fig. 4.2 *The Kisakata Screens*

These late 18th century screens, by Honjo Domain painter Makino Eisho, are of Kisakata in Dewa Province. The screen to the top, centered on Kanmanji Temple, depicts Kisakata in spring and summer, while the screen at the bottom shows a snow-capped Mt. Chokai in fall and winter.

六曲一雙の「象潟図屏風」(以後、象潟屏風と略記、図4.2)は、文化元年(1804)の地震で隆起する以前の名勝象潟を、忠実かつ克明に描いた作品として高く評価されてきた。本荘狩野派の絵師牧野永昌(1748-1824)の筆による当屏風は、我々にも往時の象潟の姿を豊かに想像させよう。実は、江戸時代に出羽本荘藩六郷家(外様大名、2万石、城地は現秋田県本荘市)の江戸藩邸で、当屏風を実見した人物がいた。肥前松浦藩の藩主松浦静山である。

近世随筆の白眉といわれた『甲子夜話』を著し、当時にあつて一級の文化人であつた松浦静山が、『甲子夜話』続編四(東洋文庫375)に、象潟屏風を見た時の感慨を次のように記している。

奥の象潟は、広く世間に聞こえた景勝の地であつて、天下の三名所と呼ばれた程の地である。自分(松浦静山のこと)は若年の頃に、江戸城で六郷侯と同じ間詰めであつたから、非常に親しい関係にあつた。或る日、彼邸(六郷氏の江戸屋敷)を訪問して日本各地の色々な事柄に話題が及んだ中で、六郷侯が、象潟は自分の領内にある場所である、として、一雙の屏風を出して自分に見せてくれた。象潟の勝景が悉く画図の中に描写されていた。また傍らにいた家臣が言うには、象潟の嶋々は大小はあれども、大きいものは広さが一町、或いはそれを越すものもある。また小さい島では十間、或いはその半分ほどのものもある。潟内の嶋々の間は、その海底がすべて砂上にして湖水の趣がある。満潮のときであつても、人が潟内を歩いて渡ることができ、深さは人の脛をこえることがない。それ故に海中の嶋の上を遊覧する男女は多いのである。自分はその図を視て、象潟の景勝はまさに言語に絶する見事さである、と思つた。(カッコ内筆者)

ここで静山が若年のころとわざわざ断つている点を勘案すると、文化元年の地震以前、本荘藩7代藩主六郷政速が柳間詰めとなつた天明三年(1783)~同五年(1785)から、それほど遠くない時期に屏風絵を披露されたと思われる。つまり、静山の象潟屏風の展観は天明中期から寛政の時期にかけてであり、同屏風は、それ以前に制作されたのは間違ひなからう。

静山は、屏風に描かれた象潟の景観の素晴らしさを絶賛したが、文化元年の大地震によって景観が崩壊し、陸地化した象潟についても彼なりの意見を開陳した。象潟の景観が滅失したのは痛恨の限りではあるが、陸地化することによって開田が可能になつたのであれば、領主・領民双方にとって幸せなことではないか。さらに開墾して3万石の増収を図ることが可能なのであれば、そうすべきであるとさえ言明している。ここには歴史的な名所がたとえ陸地化したとしても、修復して保全すべきだとの思考は認められない。藩財政の慢性的な窮迫に悩まされ、その打開を迫られている、幕藩領主の現実的要求に基づいた考え方がそのものが表出しているのである。

4.1.3 象潟の新田開発

静山が「天造の新墾田三万石」が現出したという、隆起後に行われた象潟の新田開発は、本荘藩の手によってどのように実施されたのであろうか。

本荘藩では地震で隆起した象潟について、2年後の文化三年には、早くも開田の計画を立て実行に移したという。隆起して陸地と化した潟跡に、本荘の地方巧者鎌田屋藤右衛門を派遣して実際の開田の責任者とし、銀主は本荘の城下商人近江屋次郎右衛門、開田の巧者赤石村工藤伝作の指導のもとに、象潟の北側前川尻天神堂下方面から開田に着手した(図4.6)。

開田は、男島、天神下などの各開発拠点に、五人組頭を筆頭に塩越村などの住民を各組毎に編成して実施された。なお開田に際しては、各島の頂上部にあつた細粒物=土壌が田地造成に転用されたらしく、象潟隆起以前はドーム状の姿であつた多くの島々が、開発の過程で削り取られて岩塊が露出することになつたという。その結果、文化六年までに47町歩余(約47ha)を開田した。このうち蛸満寺には、4町4反3畝余、塩越役所・塩越村名主などへ3町6反余が分けられ、残りの39町余は塩越や冠石住民の請高となつた。

図4.3 覚林の書(蛸満寺蔵)

蛸満寺第24世覚林の書。地震後の象潟の景観回復のため、本荘藩と戦つた覚林の剛直な人柄を示す雄渾な墨跡である。年代不詳。

fig. 4.3 Calligraphy by Kakurin

This work of calligraphy by Kakurin, the 24th head priest of Kanmanji Temple, attests to the strength of character that Kakurin demonstrated in his confrontation with Honjo Domain over demands for the reconstruction of Kisakata following the quake.

覚林による景観保存の戦い

開田が一段落した文化七年（1810）九月、蛭満寺第24世覚林和尚は本莊藩の寺社奉行所に対して、開田の中止を訴える書簡を提出した。

覚林の主張は、次の4点に集約される（覚林の第一次嘆願）。

- ① 本莊藩が、開田した土地を蛭満寺へ一部寄付してくれたことには感謝している。
- ② しかし蛭満寺の庭前、二本松付近で水溜まりがまだ存在している地域まで、開田してしまうのはいかなものか。
- ③ 他国よりの見物人、とりわけ幕府の役人衆も蛭満寺に立ち寄った際に、彼等は天下に聞こえた名所・旧跡である象潟の景観の滅失を惜んでいる。
- ④ したがって蛭満寺の庭前、西行桜のあたりまで古跡を残したいので、なにとぞ開田はその部分を差し控えてほしい。

このままでは、象潟の景観が壊滅してしまうと危機感を募らせた覚林は、朝廷や幕府など本莊藩という個別領主権力を超越する権威を持ち出して景観保全を主張した。この論理形態は、今後展開する交渉でも色々と形を代えては持ち出されてくる。

覚林の要望は本莊藩の認めることにはならなかったようで、翌文化八年（1811）七月、同藩の寺社奉行所へ、再度、嘆願の書簡を提出した（覚林の第二次嘆願）。それによれば、前年九月に提出した嘆願書に開田の進行を中止してほしい旨の要望を表明していたにも関わらず、文化八年の三月中に水をたたえていた、旧潟内のわずかな面積の所が「水干」となり、大半が「新田御開発」されてしまった。他国からの旅行者のなかで、誰一人としてこの現状を惜しまないものはない。最近では信州松代藩の家臣が蛭満寺に來訪し、象潟の景観を保護することこそ領主の務めであるのに、田地などにしてしまったのは、嘆かわしいことであるなどと述べた。

覚林の論理を整理すると、名勝象潟の景観を保全するのは領主の責務であり、これは他藩の家臣たちも異口同音に提唱したのであって、まさに世論そのものである。次に象潟の支配権は、本莊藩との間で一時的な問題はあったにしても同藩が蛭満寺に認めたものである。地震後、景観が危機に瀕したとはいえ、このように強制的な開田によって景観を滅失させるのは、政策の一貫性を欠き、とうてい藩主としても許されることではない、というものであった。

4.1.4 蛭満寺の戦略

閑院宮家の祈願所となる

覚林は、事態の打開を図るため、蛭満寺を閑院宮家祈願所にして本莊藩が同寺とその境内である象潟に干渉できないようにしようと奔走した。文化九年（1812）三月、蛭満寺は、閑院宮家の家司から蛭満寺を同家の祈願所とし、同家の家紋付きの提灯を寄付するという文書（図4.4）を拝領した。このことが、これから4～5年にわたる、蛭満寺の覚林・閑院宮家と、本莊藩との間の熾烈な争いの口火となったのである。閑院宮家と本莊藩との間で交わされた書簡は、「閑院宮 六郷伊賀守 掛合往復書翰 蛭満寺一件」に収録され、両者の遣り取りが判明する。以後、同史料によって経過を説明することにしよう。

さて文化九年七月、閑院宮家が覚林へ宛てた書簡によると、覚林は帰国して、蛭満寺が閑院宮家祈願所となり、同家から提灯と絵符などを預かったことを藩庁へ報告したと、同家へ連絡した。覚林からの報告に接した本莊藩は、ただちに覚林の処罰を決定したらしく、覚林に「慎」（謹慎）を命じて表門を閉め、寺に押し込めたようである。

本莊藩では覚林の処罰に加えて、閑院宮家に対して猛烈な巻き返しに出た。文化十年（1813）四月二十四日、本莊藩の江戸家老内本市九郎は閑院宮家に対して、蛭満寺が同家祈願所となっても、覚林が処罰中の身とあっては、同家の提灯などの管理も行き届かず、したがって祈願所の件は中止されるのが至当と考え、書き送った（本莊藩の反論）。

図4.4 「蛭満寺宛閑院宮家書状」（蛭満寺蔵）

文化九年（1812）三月、蛭満寺に宛てた閑院宮家の家司田中有道など三名連署書状。蛭満寺を閑院宮家の祈願所とし、同家の紋を付けた提灯を寄付するという内容。これによって蛭満寺は、庄内の善宝寺と並んで出羽国における宮家の祈願所となった。

fig. 4.4 Letter to Kanmanji Temple from the imperial Kan'in-no-miya House

This 1812 letter confirms Kanmanji Temple's status as a Kan'in-no-miya House temple.

内本の書簡に対して閑院宮家は、文化十年五月、ただちに返書を送達した。内容は、覚林は従来から閑院宮家に入入りしていた者であり、彼が如何なる理由で処罰を受けたのか理解に苦しむ。また閑院宮家の提灯を蚶満寺へ下付したのは、覚林の身分とは一切関係がなく、祈願所であるから渡したのだ。蚶満寺を祈願道場としたのは、庄内善宝寺（現在の山形県鶴岡市）が有栖川宮家の祈願所となった事例を踏襲しており、これを藩主家の六郷家でも承認してほしい、というものであった。この前後に閑院宮家では使者を象潟に下向させ、蚶満寺の表門を開門させた。その効果があったのか、覚林も謹慎を解かれたらしい。

文化十年五月、本荘藩は閑院宮家の返書に納得せず、次のように主張した（本荘藩の再反論）。蚶満寺は「田舎寺」であり、住職はおらず、ことさら「貧寺」であるから、閑院宮家のような大事な祈祷を執行するのは不可能である。同家の紋付きの道具が、粗末に扱われることになるのは恐れ多いことではなかろうか。かといって同藩

としては、蚶満寺に警衛の「番士」をつける余裕はないので、祈願所の件は差し止めにしてほしいというものだった。

閑院宮家側は、六月二十九日の内本へ宛てた書簡で、ただちに反論した。同家では本荘藩側の言い分を正面から取り上げることせず、蚶満寺は象潟を抱えた由緒ある寺院であり、これを閑院宮家が聞き届けて祈願所としたのである。しかも覚林が上京して同家に参殿し、このことが決まったのだから中止はありえない、と明言した。ここで初めて象潟・蚶満寺が由緒ある地という、文言が見えてきたのであり、論理の展開としては以後、このことが重要な点としてクローズアップしてくる。

それより後、上京を催促する閑院宮家の書状を受けとった覚林は、その直前の文化十二年（1815）三月、本荘藩に対して最後の嘆願書を提出した（覚林の第三次嘆願）。ここで覚林は一部分ではあっても象潟の水面を回復し、これ以上の荒廃を防ぐために本荘藩の援助を依頼した。

図 4.5 「象潟古景図」（蚶満寺蔵）

象潟図屏風を参考にして、同屏風を描いた牧野永昌の孫である、本荘藩絵師の牧野雪僊（仙）が、幕末に描いた象潟図。鳥海山の下方に象潟の景観（各島々・蚶満寺・塩越の町方・湊など）が展開する構図になっている。

fig. 4.5 Late Edo-period illustration of Kisakata

A view of Kisakata based on Makino Eisho's *Kisakata Screens* by the Honjo Domain painter Makino Sessen, Eisho's grandson.

本莊藩は武家諸法度に違反

覚林の嘆願は、聞き届けられることがなかったであろう。文化十二年（1815）七月、閑院宮家は本莊藩に対して次のような書簡を送った。上京し、参殿した覚林の情報によって、「本朝一つの名跡」である象潟の由来と蚶満寺の由緒は、閑院宮御所が認めるところとなった。また本莊藩が一度は閑院宮家の祈願所として認めたにもかかわらず、祈願所の立札をそれ以後は認めないとは不可解である。しかも閑院宮家の称号を記した立札を勝手に排除したことは、閑院宮家を侮る致し方であろう。また蚶満寺が象潟を支配地としていたが、文化元年の地震以後、百姓に新田開発をさせて境内を侵犯し、「古跡」も滅失しようとしているという報告が覚林から寄せられており、古来の寺領をその寺院から剥奪することは「武家諸法度」第14条に違反するのではないかと。領主の台所向きのため新田開発をおこない「古跡」を失うことは、けしからぬことであると主張した。天明七年（1787）九月に定められた「武家諸法度」（『御触書天保集成』所収）第14条は、領主が由緒ある寺院から勝手に寺領を取り上げるのを禁止しているのだから、閑院宮家の主張は正当であろう。

本莊藩と閑院宮家双方の対立点は、要するに象潟は蚶満寺の支配下にあるのか否か、象潟は蚶満寺の境内もしくは寺領として同藩が認めているのか、ということであった。寺領であるならば、たとえ地震によって旧景が損なわれたとしても、支配権を剥奪し、潟の内部を耕地化して景観を破壊することは、武家諸法度に違反する。景観の復元は、蚶満寺の主張を含め世論なのだ、ということに尽きよう。

景観保存の論理

覚林の閑院宮家への運動によって、蚶満寺が宮家の祈願所に指定された背景には、象潟や蚶満寺が名所として昔から広く認められてきた歴史と伝統があったからにはかならない。ただ単に象潟の景観は古代末以来の歌枕の地なのだ、との意味合いに限定されることなく、最初の武家政権である鎌倉幕府から寄進された寺領であるという伝統と権威をもっているのだから、幕藩体制の領主権力が勝手に容喙はできないのだ、ということになろう。

さらに覚林が江戸幕府へ直訴することをせず、閑院宮家へ運動したのは、和歌をはじめとする伝統的な日本文化の継承を保証するのは、やはり天皇・公家の責務なのだという考え方が根底にあったからではなからうか。これは「禁中并公家諸法度」（『御触書寛保集成』所収）の第1条に、天皇の役務は日本の古来の学問・芸能を学びそれを発展させることにありと定めてあり、そのような天皇や朝廷を公家衆は輔翼する立場にあるとする。また熊沢蕃山も『集義和書』のなかで王朝文化の継承と伝統は禁中と公家がおこなってきたのであって、武家政権になってもそれはかわらず、公家のそのような姿勢が国家の道徳性を支えているのだ、と主張している。

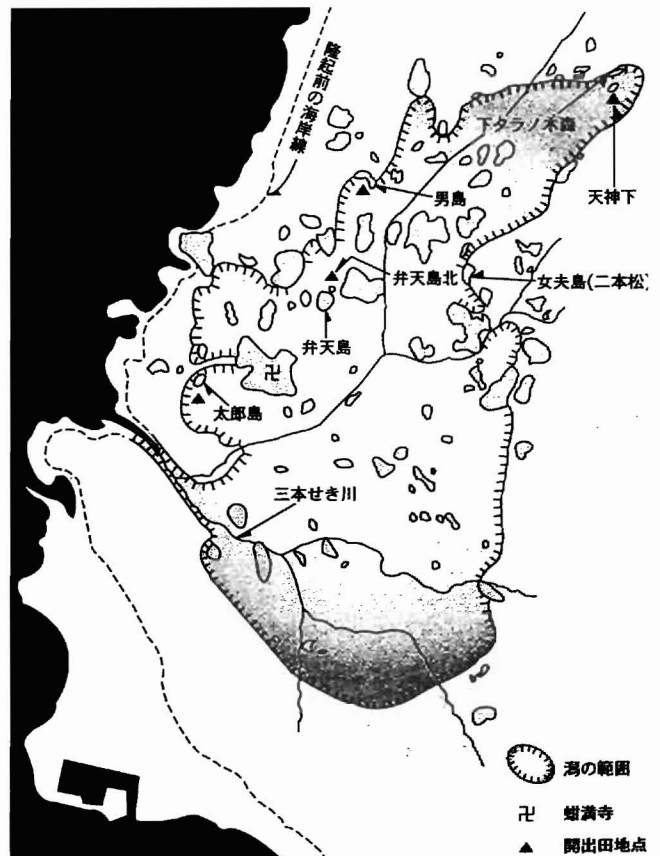
幕藩体制の世の中であってこのような認識が世人に受け入れられていたとすれば、王朝文化の華ともいべき和歌に詠まれた、歌枕の地の景観を保存するために、景観を破壊する開発に専心する幕藩領主よりも、抽象的ながらも上記のような責務を担う宮家である閑院宮家へ覚林が参殿して、歌枕の地の景観の保存を訴えたのも、当然の行動であった。

図 4.6 象潟開田図

文化三年（1806）ころから開始した隆起後の象潟の新田開発の状況を図示したもの。開田は、象潟の北側天神下方面から始まり、男島・太郎島などを拠点として、塩越村・冠石の住民を動員して行われた。

fig. 4.6 New fields at Kisakata

This illustration (ca. 1806) depicts the cultivation of lands upturned by the Kisakata Quake.



覚林その後

文化十三年（1816）、帰国した覚林を待っていたのは、本莊藩僧録所の永泉寺からの出頭命令であり、身の危険を感じた彼はそれを拒絶した。そして蚶満寺の後を塩越村光岸寺に依頼して、再び上京を企てたようだ。本莊藩では覚林を捕らえようと酒田・小砂川あたりまで役人を派遣して探索したが、覚林は追手を逃れて逃走に成功した。出奔後、覚林は江戸の東叡山寛永寺に身を寄せ、大胆にも寛永寺の役僧と同行して由利郡大砂川の龍泉寺へ赴き、蚶満寺に覚林の法筋以外の僧侶が入らないように運動した。

しかし、覚林の命運もここまでで、文化十五年（1818）七月、本莊藩の謀略によって寛永寺からおびき出された覚林は、そこで捕縛され本莊へ連行された。文政五年（1822）十二月、彼は同藩の本莊城下で獄死したという。ここに、覚林の戦いは終わった。

象潟の景観保全と覚林の名誉回復

天保二年（1831）、天保郷帳作成の時に、本莊藩が江戸幕府へ報告した象潟の開田面積は、田方15町余、畑方3反余と、開田当初の三分の一であった。塩入りなどの悪条件が重なり、期待したほどの収穫を得られなかったのだが、覚林との戦いにも見られるように、景観破壊を許さない世間の動向を無視できなかったことから、本莊藩がその後無理な開発を差し控えたことも面積縮小の一因であろう。文久二年（1862）、覚林は24世の蚶満寺長老として改めて石塔にその名を刻まれ、名誉を回復した。

ほぼ同じ時期に、象潟屏風を描いた牧野永昌の孫雪僊（仙）によって、往時の象潟を偲び、祖父の屏風絵を参考にして「象潟古景図」（図4.5）が制作された。今では失われた象潟の勝景が、約半世紀を経て絵画のなかに甦ったのである。

図 4.7 「芭蕉象潟懐紙」（財団法人柿衛文庫蔵）

元禄二年（1689）、松尾芭蕉が象潟を訪れたときに詠んだ有名な句の懐紙で、「きさかたのあめや西施かねふのはな はせお」とある。「奥の細道」に収録された句「きさかたや雨に西施がねぶの花」と若干の違いがある。

fig. 4.7 Poem on Kisakata by Basho

This famous poem was written by Matsuo Basho at the time of his visit to Kisakata in 1689. It proposes that “the rains at Kisakata” recall “mimosa blossoms” beautiful like “Seishi,” a Chinese woman of legendary beauty. The copy here is in Basho's own hand.

参考文献

- 象潟町郷土史編纂部（1928）『秋田県象潟町郷土誌』1, 5
- 岩波書店（1971）『日本思想大系 30 熊沢蕃山』
- 象潟町教育委員会（1973）『象潟町史』
- 長谷川成一（1996）『失われた景観—名所が語る江戸時代—』吉川弘文館
- 林信太郎（1996）『藩政時代の人工的改変について』『天然記念物「象潟」保存管理計画報告書』象潟町教育委員会
- 本莊市（1986）『本莊市史』史料編3
- 象潟町（1998）『象潟町史』資料編I